

適用年度：2022年度、2023年度

# 学 則

令和4年4月1日改定

慈恵第三看護専門学校

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は慈恵の精神にのっとり看護に関する専門教育を行い、人間性の涵養につとめ社会に貢献できる有能な看護師を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は慈恵第三看護専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
看護専門課程(3年課程)	看護学科	3年	50名	150名

2. 学生は通算して5年を超えて在学することはできない。

(年度、学期)

第5条 本校の年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学期は次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(始業・終業時刻及び休業日)

第6条 授業の始業及び終業時刻は、別に定める。

2. 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 慈恵大学の記念日 5月1日、10月第2土曜日

(4) 春季休業 3月25日から4月5日

(5) 夏季休業 7月25日から8月31日

(6) 冬季休業 12月24日から翌年1月4日

3. 学校長は前項の休業日を必要に応じて変更、又は臨時に定めることができる。

4. 学校長は休業の期間中でも、必要な実習その他を課することができる。

### 第3章 教育課程及び単位数

(教育課程及び単位数)

第7条 本校の教育課程及び単位数(授業時間数)は別表1のとおりとする。

(単位の履修)

第8条 学生は次の各号に掲げる授業科目について当該各号に定める単位数を履修し、総計102単位を修得しなければならない。

- (1) 基礎分野 14単位
- (2) 専門基礎分野 22単位
- (3) 専門分野 66単位

- 2. 所定の単位を取得し、卒業を認められた者は看護師国家試験の受験資格を得ることができる。
- 3. 単位の計算方法は、1単位の履修時間を当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
  - (1) 講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験・実習(臨地実習含む)及び実技については30時間から45時間をもって1単位とする。

### 第4章 成績の評価及び単位の認定

(成績の評価及び単位の認定)

第9条 成績の評価は、学科試験及び実習成績等により総合的に評価し、その科目の講師が、次の基準により行う。

評価	得点(点数)	合否
A	80点以上	合格
B	70点以上 80点未満	
C	60点以上 70点未満	
D	60点未満	不合格

- 2. 合格した者には当該科目の単位を与える。

(既修得単位の認定)

第10条 次の各号に該当する者で、本校に新たに入学した者の既修得単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められた場合には、本校において修得したのものとして認定することができる。

- (1) 放送大学やその他の大学、若しくは高等専門学校又は医療関係10職種の学校・養成所に該当する者。  
但し、本校における総取得単位数の2分の1を超えない範囲とする。

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者。社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野、又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限定する。但し、本校の基礎分野の科目の範囲とする。

2. 既修得単位の認定について必要な事項は別に定める。

## 第5章 入学、転学および卒業

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は次のとおりとする。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する者。(高等学校卒業若しくは中等教育学校卒業、又はこれと同等以上の学力を有する者)

(入学出願の手続)

第12条 本校に入学を志望する者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第27条に定める入学試験料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学者の選考方法については別に定める。

(入学の時期)

第14条 入学の時期は4月とする。

(入学手続)

第15条 入学を許可された者は保証人2名(第1保証人・第2保証人)を定め、本校所定の誓約書等に必要事項を記載し、第27条に定める入学金、授業料等を添えて指定期日までに手続をとらなければならない。

(転入学)

第16条 本校に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考を行い、学校長は教員会議の議を経て転入学を許可することができる。

2. 他校に転学を希望する者があるときは、保証人連署のうえ願い出て、学校長の許可を得なければならない。

(保証人)

第17条 保証人は学生の身上等に関する一切の責任を負うことのできる者で、第1保証人は父兄若しく

は保護者とし、第2保証人は成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

2. 保証人を変更するとき、又は保証人が氏名、住所等を変更したときは、すみやかに届け出なければならない。

(卒業の認定)

第18条 所定の単位を修得した者及び出席日数が出席すべき日数の3分の2以上の者について、学校長は卒業認定会議の議を経て卒業を認定する。

(卒業)

第19条 前条により卒業を認められた者には卒業証書を授与する。

2. 卒業証書を授与された者は、専門士（看護専門課程）と称することを認める。

## 第6章 休学、復学および退学

(休学)

第20条 学生が休学を希望するときは、第1保証人連署の上学校長に願い出て、許可を得なければならない。

但し、その理由が疾病による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2. 病気その他やむを得ない理由で引き続き1ヵ月以上欠席した学生は、休学させることがある。

(休学期間)

第21条 休学期間は通算して2年を超えることはできない。休学期間が1年を超える場合は新たに手続をしなければならない。

2. 休学期間は在学年限に算入しない。

(復学)

第22条 休学者が復学を希望するときは、その理由を詳記して第1保証人連署の上学校長に願い出て許可を得なければならない。

但し、休学の理由が疾病による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第23条 学生が退学を希望するときは、その理由を詳記して第1保証人連署の上学校長に願い出て許可を得なければならない。

## 第7章 教職員組織

(教職員)

第24条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1名

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (2) 副学校長           | 1名    |
| (3) 参 与            | 1名以上  |
| (4) 教務主任           | 1名    |
| (5) 実習調整者          | 1名    |
| (6) カリキュラム調整者      | 1名    |
| (7) 専任教員           | 9名以上  |
| (8) 事務長            | 1名    |
| (9) 事務職員 (教務事務を含む) | 2名以上  |
| (10) 講 師           | 50名以上 |
| (11) 校 医           | 1名    |

2. 教職員の職務に関する規程は別に定める。

(運営に関する会議)

第25条 本校の運営に関して次の会議を置く。

- (1) 運営会議
- (2) 教員会議
- (3) 教職員会議
- (4) 認定会議
  - ① 単位認定会議
  - ② 卒業認定会議
  - ③ 既修得単位認定会議
- (5) 入学試験判定会議
- (6) カリキュラム会議
- (7) 講師会議
- (8) 臨床指導者会議
- (9) 学校運営評価会議
- (10) その他 学校長が定める会議

2. 会議に関する構成員、開催日時等は別に定める。

3. 会議は学校長が召集し、教育上必要と認められる事項を審議する。

## 第8章 健康管理

(健康管理)

第26条 学生の健康管理は年間計画に基づいて実施する。

2. 健康管理に関する規程はこれを別に定める。

## 第9章 入学試験料、入学金、授業料、実習費及び奨学金

(学 費)

第27条 入学試験料、入学金、授業料、実習費の額は、次のとおりとする。

納入方法は別にこれを定める。

- (1) 入学試験料 20,000円
- (2) 入学金 100,000円
- (3) 授業料(年間) 300,000円
- (4) 実習費(年間) 60,000円

2. 入学を許可された者は、入学の手續と同時に入学金、授業料、実習費を納めなければならない。

但し、指定の期日までに入学辞退を文書にて申し出た者に限り、入学金を除いた納入金を返還する。

3. 授業料、実習費は、毎年指定の期日までに納入しなければならない。

(授業料等の未納者に対する措置)

第28条 授業料、実習費を指定の期日までに納入しない者は、授業、実習及び試験を受けることができない。

(授業料等の返還)

第29条 授業料、実習費の返還については、別に定める。

(休学期間中の授業料等の取扱い)

第30条 休学期間中の授業料等の取扱いは、別に定める。

(奨学金)

第31条 学生は別に定める奨学金に関する規程により奨学金の貸与を受けることができる。

## 第10章 賞 罰

(表 彰)

第32条 学業操行ともに優秀なる者、又は善行があつて他の模範となる者は、これを表彰することができる。

2. 表彰に関する規程は別にこれを定める。

(懲 戒)

第33条 学則に違反し、学生としての本分に反する行為があつた者に対して、懲戒することがある。

2. 懲戒は戒告、停学及び退学とする。

3. 次の各号の1つに該当する者には退学を命ずることがある。
- (1) 正当な理由なく出席が常でない者
  - (2) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
  - (4) 正当な理由なく授業料など学費を納入しない者

附則

1. この学則は昭和46年4月1日からこれを適用する。

- ・この改定学則は昭和51年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は昭和52年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は昭和53年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は昭和54年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は昭和57年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は昭和58年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は昭和59年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は昭和60年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は昭和62年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は平成2年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は平成3年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は平成4年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は平成8年3月1日から施行する。
- ・この改定学則は平成9年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は平成11年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は平成17年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は平成19年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は平成21年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は平成25年4月1日から施行する。
- ・この改定学則は令和4年4月1日から施行する。

2. この学則に必要な細則等は、学校長が別に定める。



別表1

## 教育課程

指定規則の教育内容		科目名	単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	人間関係論	1	15
		日本語表現法	1	15
		自然科学総論	1	30
	人間と生活、社会の理解	生活と科学	1	30
		情報科学	1	15
		情報リテラシー	1	15
		社会学	1	30
		教育学	1	15
		哲学	1	15
		心理学	1	30
		医療に関する英会話	1	30
		医療に関する英文読解	1	30
		文化人類学	1	15
		パフォーマンス論	1	30
小計		14	315	
分野別小計		14	315	
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造	1	30
		生命の維持機能	1	30
		生体の調節機能	1	30
		生活過程を整えるための形態機能学	1	15
		生化学	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進	臨床生理Ⅰ	1	15
		臨床生理Ⅱ	1	15
		病理学	1	15
		微生物と生体防御	1	30
		生命の維持機能の障害と治療	1	30
		生体の調節機能の障害と治療Ⅰ	1	30
		生体の調節機能の障害と治療Ⅱ	1	15
		薬物療法の基礎	1	30
		麻酔と手術療法	1	30
		リハビリテーション治療の基礎	1	15
		栄養と食事療法	1	15
	小計		16	375
	健康支援と社会保障制度	医療のあゆみ	1	15
		公衆衛生の基本と法制度及び保健活動	1	30
		社会保障制度と社会福祉活動	2	30
		医療と法律	1	15
		医療マネジメント	1	15
小計		6	105	
分野別小計		22	480	
基礎看護学	看護学概論	1	30	
	看護理論と看護の歴史	1	15	
	看護倫理	1	15	
	看護基本技術	1	30	
	フィジカルアセスメント	1	30	
	日常生活の援助技術	1	30	
	日常生活の援助技術の実際	1	45	
	診療に伴う援助技術	1	30	
	診療に伴う援助技術の実際	1	45	
	看護過程の展開	1	30	
	臨床看護演習	1	15	
	小計		11	315
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	1	15
在宅療養を支える社会資源とケアシステム		1	15	
在宅における援助の基本技術		1	30	
在宅における生活援助技術の実際		1	30	
家族看護論		1	15	
がん看護		1	15	
小計		6	120	
成人看護学概論	成人看護学概論	1	15	
	クリティカルケア看護	1	15	

専門分野

成人看護学	周手術期の看護	1	30
	セルフマネジメントに向けての看護	1	30
	セルフケア再獲得に向けての看護	1	30
	緩和ケア・終末期看護	1	15
小計		6	135
老年看護学	老年看護学概論	1	15
	老いることとその支援	1	15
	老年期にある人の健やかな生活を支える看護	1	30
	老年期にある人の健康状態に合わせた看護	1	30
小計		4	90
小児看護学	小児看護学概論	1	15
	子どもの健やかな成長・発達を支える看護	1	30
	小児の疾病と病態生理	1	15
	健康障害をもつ子どもの看護	1	30
小計		4	90
母性看護学	母性看護学概論	1	30
	生殖・周産期の基礎	1	15
	母子の健康と看護	1	30
	母子の看護技術演習	1	30
小計		4	105
精神看護学	精神看護学概論	1	15
	精神看護の基本技術	1	30
	精神障害と治療 ※	1	30
	精神障害を持つ人の看護	1	30
小計		4	105
看護の統合と実践	看護実践マネジメントと医療安全	1	30
	災害時看護と国際協力	1	30
	看護研究	1	30
	臨床看護の実践	1	30
小計		4	120
臨地実習	生活過程を整える実習Ⅰ	1	45
	生活過程を整える実習Ⅱ	2	90
	地域で生活する人と生活を知る実習	2	90
	つなぐ～多職種連携・地域包括ケア～実習	2	90
	生活過程を整える実習Ⅲ-1	2	90
	生活過程を整える実習Ⅲ-2	2	90
	生活過程を整える実習Ⅲ-3	2	90
	在宅看護論実習	2	90
	小児看護学実習	2	90
	母性看護学実習	2	90
	精神看護学実習	2	90
	統合実習	2	90
	小計		23
分野別小計		66	2,115
合計		102	2,910